110

平成二十八年十一月四日提出
質問第一一〇号

自衛隊員が職務遂行上で他国軍兵士を殺害した場合においても殺人罪に問われない根拠に関する質問主意書

提出者　逢坂誠二

自衛隊員が職務遂行上で他国軍兵士を殺害した場合においても殺人罪に問われない根拠に関する質問主意書

日本の領土と国民が、他国軍に直接攻撃される事態に関して疑義があるので、以下質問する。

一　日本の領土や国民が、他国軍から直接の攻撃を継続して受け、建物や人的被害が継続して発生する場合、自衛隊が反撃できる根拠は何か。見解を示されたい。

二　右の事案において、日本の領土、領空、領海内で、自衛隊が反撃のために他国軍兵士を殺害しても何らかのかたちで殺人罪に問われることがない理由とその根拠法令は何か。見解を示されたい。

三　右の事案において、日本の領土、領空、領海以外で、自衛隊が反撃のために他国軍兵士を殺害しても何らかのかたちで殺人罪に問われることがない理由とその根拠法令は何か。見解を示されたい。

右質問する。